

て、一般の縦覧に供します。

平成30年 3月29日

長野県須坂建設事務所長 中 田 英 郎

- 1 (1) 路 線 名 403号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市墨坂一丁目1593番17地先から
須坂市墨坂二丁目1570番 1 地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年 3月29日
- 2 (1) 路 線 名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3374番の 1 地先から
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番の 3 地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年 3月29日
- 3 (1) 路 線 名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の18地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の17地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年 3月29日
- 4 (1) 路 線 名 村山綿内停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字福島字屋敷 1 番 1 地先から
須坂市大字福島字雁土橋279番 3 地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年 3月29日
- 5 (1) 路 線 名 新田春木線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字小河原字別府組沖2456番の 6 地先から
須坂市大字小河原字別府組沖2458番の 2 地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年 3月29日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第 2 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年 4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年 3月29日

長野県北信建設事務所長 木 下 昌 明

- 1 路 線 名 長瀬横倉停車場線
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字塚字大久保4660番の 1 地先から
下水内郡栄村大字塚字大久保4672番の 1 地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年 3月29日

道路管理課

長野県公安委員会告示第 4 号

平成27年長野県公安委員会告示第32号（銃砲刀剣類所持等取締法第12条の 3 の診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1 日から施行します。

平成30年 3月29日

長野県公安委員会委員長 日 置 勇 二

本則の 1 の表中

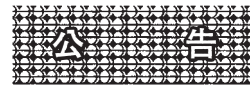
西 丸 甫 夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地 1
高 橋 丈 夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地

を

高 橋 丈 夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地
---------	----------------	-------------

に改める。

生活安全企画課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年 3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692- 2
- 3 落札者を決定した日
平成30年 3月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 NEC フィールディング株式会社北関東支社長野支店
(2) 所在地 長野市南石堂町1293番地
- 5 落札金額
40,616,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年 3月 5日

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県広報誌配布業務

(2) 役務の特質

長野県広報誌の県内全世帯への配布(年2回)(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 入札方法

広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に同種類かつ同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 別に定める「配布計画書作成要領」に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。

(7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部広報県民課

電話 026(235)7054

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月8日(火) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成30年5月7日(月) 午後5時

イ 提出場所 県庁専用番号 380-8570

長野県企画振興部広報県民課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成30年4月20日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service required:

Distribution of the Nagano Prefectural bulletin,"NAGANO"

(2) Contact point for the notice:

Public Relations and Opinions Division, Nagano Prefectural Government

Nagano Prefectural Government

692-2, Habashita, Minami Nagano, Nagano City

TEL: +81-26-235-7054

(3) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30PM, May 8, 2018

Place: Bid Room

(ON the first floor, West annex of Nagano Prefectural Government)

(4) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time Limit: 5:00PM, May 7, 2018

Mailing Address: Public Relations and Opinions

Division,

Nagano Prefectural Government

380-8570 JAPAN

(5) We use the Japanese language and the Japanese yen

in the procedures of the contract.

広報県民課

公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定めた第7次長野県保健医療計画の概要は、次のとおりです。

なお、第7次長野県保健医療計画は、長野県健康福祉部医療推進課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

第7次長野県保健医療計画の概要

第1編 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大、共働き世帯及び単身高齢世帯の増加による家族形態の変化並びに国・地方自治体のひっ迫した財政状況など、近年の保健医療を取り巻く状況は変化を続けており、それに伴って高度化・多様化する県民ニーズに対して、地方行政的確な対応が期待されています。

本計画は、長野県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにするとともに、本県の保健医療施策が「健康長寿」という一つの目標に向かって、総合的に推進できるように策定したものです。

第2節 計画の性格

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定める医療計画です。
- 2 「長野県総合5か年計画」の保健医療分野を具体化するための計画です。
- 3 市町村、関係団体及び県民が一体となって取り組むべき内容を示した活動・行動指針となるものです。

第3節 計画期間

平成30年度（2018年度）から2023年度までの6年間です。

第4節 推進体制とそれぞれの役割

県、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者等が、それぞれの役割のもと、協働して計画を推進します。

第5節 評価及び見直し等

計画の進捗状況については、数値目標の達成状況等前年度の状況について、2019年度以降、毎年度、確認・評価を行い、施策の推進に反映させていきます。

第2編 長野県の現状

第1章 県民の状況

第1節 人口構造

第2節 人口動態と平均寿命

第3節 傷病の動向

第4節 要介護・要支援認定者の状況

第2章 医療の現状

第1節 医療に対する県民の意識

第2節 保健医療施設の状況

第3節 保健医療従事者の状況

第3編 目指すべき姿

第1節 目指すべき姿

1 学びを通じた予防活動の充実と健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努めるとともに、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくりへの学び、働く世代のこころの健康対策等を推進し、県民の行動変容につなげます。

2 共助（ソーシャルキャピタル）を基礎とした支援体制の整備

時間的にゆとりのない者及び健康づくりに無関心な者も含め、社会全体として相互に支え合いながら、県民一人ひとりが健康づくりに向けて取り組み、健康を守る環境を整備することを重視します。

3 医療提供体制の充実・強化

医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指します。

4 保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護（福祉）が相互に連携し、自治の力を活かして地域住民がお互い支え合うことができる、切れ目のない地域包括ケア体制を目指します。

第2節 基本的な方向性

第4編 健康づくり

第1節 県民参加の健康づくり（信州ACEプロジェクトの推進）

第2節 生活習慣病予防（がんを除く）

第3節 栄養・食生活

第4節 身体活動・運動

第5節 こころの健康

第6節 歯科口腔保健

第7節 たばこ

第8節 母子保健

第5編 医療圏の設定と基準病床数

第1章 医療圏の設定

第1節 設定の趣旨

医療機能の連携と施策の効果的な推進を図る上での地域単位として、一次、二次及び三次の医療圏を設定し、包括的な医療を提供するための体制整備を目指します。

第2節 医療圏の区分及び設定

1 表1の医療機能に応じて一次、二次及び三次の医療圏を設定します。

表1 医療圏の区分

区分	機能	単位地域
一次医療圏	日常的一般的な疾病に係る医療が行われる区域	市町村
二次医療圏	高度・特殊な医療を除いた入院医療及び包括的な医療が行われる区域	10の広域行政圏
三次医療圏	専門性の高い、高度・特殊な医療が行われる区域	県全域

2 二次医療圏及び三次医療圏の区域の設定は、表2のとおりです。

表2 二次医療圏及び三次医療圏

三次医療圏	二次医療圏			
	4圏域	圏域	区域	
県	東信	佐久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	11
		上小	上田市、東御市、小県郡	4
全	南信	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	6
		上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	8
	飯伊	飯田市、下伊那郡	14	
域	中信	木曾	木曾郡	6
		松本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	8
	大北	大町市、北安曇郡	5	
北信	長野	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	9	
	北信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	6	
県計			77	

3 また、疾病又は事業ごとに、圏域の設定や隣接医療圏との連携体制を構築するとともに、上伊那、木曾、大北及び北信の4医療圏については、医療の需給状況の改善策を講じていきます。

第2章 基準病床数

第1節 基準病床数

基準病床数は、医療圏内の病床の適正配置を促進し、各地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るために設定するものです。

本計画における基準病床数は、表3、表4及び表5のとおりです。

表3 二次医療圏における療養病床及び一般病床

医療圏	基準病床数
佐久	1,952
上小	1,840
諏訪	1,713
上伊那	1,393
飯伊	1,574
木曾	241
松本	3,616
大北	460
長野	4,771
北信	598
計	18,158

表4 県全域における結核病床及び感染症病床

病床種別	基準病床数
結核病床	42
感染症病床	46

表5 県全域における精神病床(2020年度末)

病床種別	基準病床数
精神病床	3,947

第2節 療養病床の再編成

第3節 有床診療所の特例

第6編 地域医療構想

第1節 地域医療構想の基本的事項

第2節 病床数及び在宅医療等の必要量の推計

第3節 構想区域ごとの概況

第4節 地域医療構想における施策の方向性

第5節 地域医療構想の推進・見直し

第7編 医療施策

第1章 医療機能の分化と連携

第1節 機能分化と連携

第2節 医薬分業・医薬品等の適正使用

第2章 保健医療従事者の養成・確保

第1節 医師

第2節 歯科医師

第3節 薬剤師

第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)

第5節 歯科衛生士・歯科技工士

第6節 管理栄養士・栄養士

第7節 その他の医療従事者

第8節 医療従事者の勤務環境改善対策

第3章 医療施策の充実

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時における医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 へき地医療
- 第6節 在宅医療
- 第7節 歯科口腔医療
- 第8節 薬物乱用対策
- 第9節 その他の医療施策

第4章 医療安全の推進

- 第1節 医療安全対策

第8編 疾病対策等

- 第1節 がん対策
- 第2節 脳卒中対策
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 第4節 糖尿病対策
- 第5節 精神疾患対策
- 第6節 アルコール健康障害対策
- 第7節 感染症対策
- 第8節 肝疾患対策
- 第9節 難病対策
- 第10節 CKD（慢性腎臓病）対策
- 第11節 COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策
- 第12節 アレルギー疾患対策
- 第13節 高齢化に伴い増加する疾患等対策

医療推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画、諏訪都市計画、茅野都市計画、下諏訪都市計画及び富士見都市計画下水道事業諏訪湖流域下水道
- 3 事務所の所在地
長野県諏訪建設事務所（諏訪市上川1-1644-10）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画及び須坂都市計画下水道事業千曲川流域下水道（下流処理区）
- 3 事務所の所在地
長野県千曲川流域下水道事務所（長野市真島町川合1060-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業千曲川流域下水道（上流処理区）
- 3 事務所の所在地
長野県千曲川流域下水道事務所（長野市真島町川合1060-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画下水道 長野市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局下水道整備課、長野市上下水道局下水道施設課及び長野市建設部河川課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久インター前商業施設
佐久市岩村田北1-22-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
代表取締役社長 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社TTC
代表取締役 河越 康行
静岡県熱海市上多賀686
4者未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,430平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 129台
 - (2) 駐輪場の収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の面積 195平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン上田ショッピングセンター
上田市常田2-903-1ほか

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社TTC	午前9時	午後8時
4者未定	午前9時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 5か所 出口 4か所 合計9か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前4時から午後9時まで
2	午前6時から午後9時まで
3	午前6時から午後9時まで
4	午前6時から午後9時まで
5	午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日

平成30年3月16日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

- 10 縦覧の期間

平成30年3月29日から平成30年7月30日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1-4-5

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
若林 辰雄	池谷 幹男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ホットランド	佐瀬 守男	宮城県石巻市大街道北1-1-16
(株)トピア	関 睦男	上田市天神1-3-22
(株)ワールド	寺井 秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
(株)イーストボーイ	斎藤 文年	東京都港区赤坂7-1-16
(株)オンワード樫山	馬場 昭典	東京都中央区京橋1-7-1
(株)ロン都	宮内 隆太	長野市大字南長野北石堂町1454
東京シャツ(株)	鈴木 正利	東京都千代田区東神田2-8-12
(株)セリア	河合 宏光	岐阜県大垣市外濑2-38
(株)クロスカンパニー	石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町2-8
イオンベット(株)	児玉 毅	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)青木商店	青木 信博	福島県郡山市八山田5-405
(株)グローバルユニット	小林 昌良	千曲市大字内川125-3
スイーツ・パーティー・マーケット(株)	佐分 幸二	飯田市長野原686-1
(株)ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ホットランド	佐瀬 守男	東京都中央区新富町1-9-6
(株)トピア	関 睦夫	上田市中央3-6-3
(株)ワールド	上山 健二	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
(株)オンワード樫山	大澤 道雄	東京都中央区日本橋3-10-5
(株)ロン都	宮内 隆太	長野市川中島町御厨997
東京シャツ(株)	五十部 雅昭	東京都台東区駒形1-3-16
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

(株)ストライプインターナショナル	石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町2-8
(株)ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)AKIRA	東 晃司	東京都江東区東陽6-3-2
(株)ジン	山本 篤	三重県四日市市新生1-12-4
(株)犬の家	福手 由美	愛知県春日井市大泉町292-342
(株)丸三三原商店	三原 不二夫	安曇野市豊科5750

- 4 変更した年月日
平成26年1月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年3月29日から平成30年7月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

平成30年3月23日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年3月29日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤明

理事

新任

氏名	住所
小林 昭男	塩尻市大字旧塩尻1459番地
小松 好夫	塩尻市大字上西条266番地1

退任

氏名	住所
小松 幸平	塩尻市大字上西条569番地
竹淵 功	塩尻市大字旧塩尻1047番地3

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年3月29日

長野県安曇野建設事務所長 飯森 正敏

- 1 落札に係る役務
平成30年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括運転管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県安曇野建設事務所
(2) 所在地 安曇野市豊科4960-1
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月9日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 水ing・ウィルトス特定共同企業体
(2) 所在地 東京都港区港南1丁目7番18号
- 5 落札金額
822,312,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成29年10月26日

生活排水課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年3月29日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

1 許可番号

平成29年11月30日 長野県上田建設事務所指令29上建第98-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市下之郷字浅間原813-66の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市常磐城2-2-43

アート金属工業株式会社 取締役社長 石原 光章

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年3月29日

長野県伊那建設事務所長 高橋 智嗣

1 許可番号

平成29年10月10日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡飯島町七久保799-3、829-1、830-1、830-3、831-1、831-3、832-1、832-4、834-1、834-2、835-1、835-2、835-3、837-1、837-3、838-1、838-2、839、840、841-1、841-3、842-4、843-2、843-13、843-14、843-15、843-16

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡飯島町七久保815番地

株式会社南信精機製作所 代表取締役 片桐 良晃

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年3月29日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

1(1) 許可番号

平成29年9月13日 長野県指令28都第29-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字雁田道南沖1795-3、1796-2、1796-2地先

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字稲葉字中千田2185番地19芹田ビル内

株式会社芹田不動産 代表取締役 倉石 純雄

2(1) 許可番号

平成30年1月19日 長野県指令29都第29-18号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字五閑字西沖34、45-3、46-1、47-1、48-1、48-3、49-1、50-3、51-2、52、53、53-1の内、54、55、56、58、59、60、60-1の内、61-2、67、68、69、70、71、72、74-2、75-3、76-2、34から60-1地先、74-2地先

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社東京本店

取締役 常務執行役員 東京本店長 出倉 和人

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月29日

長野県佐久建設事務所長 坂下 伸弘

対象区域	対象区域等の縦覧場所
北佐久郡御代田町大字御代田字向原2670-93	長野県佐久建設事務所

建築住宅課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 利弘

名 称	事業所の所在地	指 定 年月日
-----	---------	------------

株式会社A Plumber	長野市稲葉日詰沖1429番地3	平成30年 3月23日
---------------	-----------------	----------------

水道事業課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年3月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月9日(水)	午後1時から午後4時まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	60名
5月20日(日)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館	60名
5月23日(水)	午後1時から午後4時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 県営総合射撃場	60名
5月30日(水)	午後1時から午後4時まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番地1 山形村農業者トレーニングセンター	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月29日

長野県警察本部長 内藤 浩文

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品及び予定数量

- ア 車両用信号灯器 318灯
- イ 歩行者用信号灯器 316灯
- ウ 車両用矢印灯器 57灯

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

(1)の調達物品ごとの単価について行います（複数単価契約）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」又は「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 調達する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又

は販売の実績を有する者であること。

(6) 日本国内において調達物品の技術検査を行う設備を準備することができ、長野県警察本部係官の立会検査に応じられる者であること。

(7) 調達物品に係るアフターサービス等を長期にわたり円滑に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課施設室
電話 026 (233) 0110 内線 2234

5 仕様書及び材料承認に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部交通部交通規制課安全施設係
電話 026 (233) 0110 内線 5201

6 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月9日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成30年5月8日(火) 午後5時

イ 提出場所 〒380-8510(警察本部専用郵便番号)

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課施設室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成30年4月27日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

調達物品の全ての品目の単価が予定価格の制限の範囲内であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者を落札者として決定します。

7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

a Traffic signal lamp for car - 318

b Traffic signal lamp for person - 316

c Traffic arrow signal lamp for car - 57

(2) Contract period:

From the conclusion date of the contract through
March 31, 2019

(3) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and other inquiries:

Facilities office, Finance Division, Police Administration
Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters,

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

Tel. 026-233-0110 Ext. 2234

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time:1:30p.m. May 9, 2018

Place:Bidroom, Nagano Prefectural government west
annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery

location

Time:5:00p.m. May 8, 2018

To:Facilities office, Finance Division, Police

Administration Department, Nagano Prefectural

Police Headquarters

380-8510(Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Police Headquarters)

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

会計課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県知事からの監査の請求に係る長野県監査委員の監査の結果に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成30年 3月29日

長野県監査委員 田口 敏子
同 西沢 利雄
同 西沢 昭子
同 小池 清

29森政第442号
29コ行第83号

平成30年(2018年) 3月19日

監査委員 田口 敏子 様
同 西沢 利雄 様
同 西沢 昭子 様
同 小池 清 様

長野県知事 阿部 守一

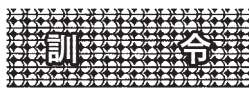
長野県職員の賠償責任に関する監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成30年2月19日付け29監査第76号で通知のありました「長野県職員の賠償責任に関する監査結果」に基づき、下記のとおり、措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

本日、対象職員に対して、監査結果のとおり、損害賠償請求を行いました。

監査委員事務局



長野県教育委員会訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会

別表第3の1中

「スポーツ課	教ス	」を
「スポーツ課 スポーツ課国体準備室	教ス 教ス国体	」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施

行します。

平成30年 3月29日

長野県教育委員会

本則の2の表中

「心の支援課	主任指導主事 指導主事
保健厚生課	主任指導主事 指導主事

を

「保健厚生課	主任指導主事 指導主事
--------	-------------

に改め、同表の備考の4を削り、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とする。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年 3月29日

長野県教育委員会

別表の教学指導課の項中「第7号」を「第6号」に、「総務係」を「学校企画係」に改め、同表の心の支援課の項中「から第3号まで」を「及び第2号」に、「第4号」を「第3号」に改め、同表のスポーツ課の項中

「体育スポーツ振興係 国体準備係	規則第12条第1号及び第3号(国体係に属するものを除く。)の事項 規則第12条第3号のうち国体開催に関する事項
---------------------	--

を

「体育スポーツ振興係	規則第12条第1号及び第3号の事項
------------	-------------------

に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第4号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程(昭和25年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年 3月29日

長野県教育委員会